

平野学区地区防災計画



協力することは最強の防災

～日頃の近所付き合いが大事です～

Ver. 1.2

2021 年度版	版番	変更箇所	更新グループ
2022/3/24	1.0	初版	自主防災会 PT
2023/3/23	1.1	2022 年度の防災訓練に基づく変更	自主防災会 PT
2024/3/28	1.2	2023 年度の防災訓練に基づく変更	自主防災会 PT

目 次

1. 計画対象地域の範囲	5
1.1. 対象範囲	5
1.2. マップ	6
1.3. 平野学区に隣接する学区について	7
1.3.1. 逢坂学区	7
1.3.2. 中央学区	7
1.3.3. 膳所学区	7
1.4. ブロック連絡会	7
2. 基本的な考え方	10
2.1. 基本方針	10
2.2. 活動目標と計画	10
2.2.1.1. 自主防災組織の編成及び任務分担	11
2.2.1.2. 防災知識の普及	11
2.2.1.3. 災害危険の把握	11
2.2.1.4. 防災訓練	12
2.2.1.5. 情報の収集・伝達方法	13
2.2.1.6. 避難	15
2.2.1.7. 出火防止、初期消火	16
2.2.1.8. 救出・救護	17
2.2.1.9. 給食・給水	17
2.2.1.10. 災害時要配慮者	18
2.2.1.11. 避難所の運営	18
2.2.1.12. 他組織との連携	18
2.2.1.13. 防災資材等の備蓄及び管理	18
2.2.2. 中長期的な目標（短期的には実現が困難なこと）	18
3. 地区の特性	19
3.1. 自然特性	24
3.1.1. 地震	24
3.1.2. 土砂災害（山沿い、山間部、河川沿い）	27
3.1.3. 水災害	28
3.1.4. その他	29
3.2. 指定避難所の防災マップ	30
3.2.1. 指定避難所マップ	30
3.2.2. 平野学区内の指定避難所	31

4. 防災活動の内容	32
4.1. 防災活動の体制	32
4.2. 各自治会自主防災組織	33
4.3. 平常時の活動	34
4.3.1. 啓発活動	34
4.3.2. 平常時の準備事項	34
4.4. 発災時の活動	35
4.5. 復旧・復興時の活動	37
5. 実践の検証	38
5.1. 防災訓練の実施と検証	38
5.2. 防災意識の普及啓発	38
5.3. 地区防災計画の見直し	38
6. 今後の活動（案）	39
7. 検討会議の計画	40
8. 用語	41
別紙 1 情報伝達訓練 実施要項(例)	42
別紙 2 避難所の管理・運営	43
別紙 3 避難所運営訓練(予定) 令和 6 年 3 月現在	44
別紙 4 配備計画	45
別紙 5 危険箇所（老朽家屋や危険な道路等）の点検	47
別紙 6 社会特性リスト	48

1. 計画対象地域の範囲

平野学区は山の手、中央、湖岸側と大きく分けて3つに分かれています。

防災計画を考えた場合、山の手、南と北、中央の東と西、湖岸の東と西に平野小学校を中心に6つの地区に分ける必要があると思われる。

1.1. 対象範囲

■ 山の手南地区

池の里南、池の里北、池の里東、鶴の里東、鶴の里

■ 山の手北地区

南湖城が丘、南山の手、竜が丘山の手、エメラルドマンション膳所、レストタウン竜が丘、湖城が丘岡山、竜が丘、竜が丘西、パークシティ膳所、ユニハイム膳所、本宮東

■ 中央東地区

西の庄東町、西の庄西町、西の庄船町、西の庄網町、馬場東町、馬場北町、馬場元町、馬場西町、膳所スカイハイツ、馬場中町、馬場南町、ディアステージ膳所、大津東スカイハイツ、ラフィーネ膳所、グランコート大津におの浜、

■ 中央西地区

松本下町、膳所ハイツ、石場町、松本上町、西石場町、甚七町、松本高木町、松本平野町、了徳町、東松ヶ枝町

■ 湖岸東地区

ロイヤルアーク大津におの浜、ウエストテラスにおの浜、リーデンススクエア大津におの浜、大津アクアエール、サンクタスにおの浜、コスモ大津におの浜、デ・リード大津におの浜、

■ 湖岸西地区

ルネ大津、大津スカイハイツ、コスモ大津、ルネスピース大津におの浜、クラウド大津におの浜、藤和シティホームズ大津におの浜、ヴィルヌーブ大津におの浜、ブリリア大津なぎさ公園

1.2. マップ



参照 : google MAP (膳所駅周辺)

図1: 対象範囲

1.3. 平野学区に隣接する学区について

1.3.1. 逢坂学区

逢坂学区に隣接している自治会は、緊急避難時に逢坂学区内の指定緊急避難場所及び指定避難所として使用できるように逢坂学区自治防災会と連携をとる。

- 打出中学校への避難
- その他避難所

1.3.2. 中央学区

中央学区に隣接している自治会は、緊急避難時に中央学区内の指定緊急避難場所及び指定避難所として使用できるように中央学区自治防災会と連携をとる。

- 中央小学校への避難

1.3.3. 膳所学区

膳所学区に隣接している自治会は、緊急避難時に膳所学区内の指定緊急避難場所及び指定避難所として使用できるように膳所学区自治防災会と連携をとる。

- 滋賀大学教育学部附属学校グラウンドへの避難
- 膳所小学校への避難
- 膳所高校への避難

1.4. ブロック連絡会

自主防災会は、平野学区をA～Mブロックに区割りしています。

防災ブロック	No	自治会名	対象地区	指定避難所
Aブロック	A－1	ヴィルヌーブ大津におの浜	湖岸西地区	勤労福祉センター
	A－2	藤和シティホームズ大津におの浜	湖岸西地区	勤労福祉センター
	A－3	ブリリア大津なぎさ公園	湖岸西地区	勤労福祉センター
	A－4	プラウド大津におの浜	湖岸西地区	勤労福祉センター
Bブロック	B－1	ルネスピース大津におの浜	湖岸西地区	勤労福祉センター
	B－2	コスモ大津	湖岸西地区	勤労福祉センター
	B－3	ルネ大津	湖岸西地区	勤労福祉センター
	B－4	大津スカイハイツ	湖岸西地区	勤労福祉センター
Cブロック	C－1	コスモ大津におの浜	湖岸東地区	平野小学校
	C－2	デ・リード大津におの浜	湖岸東地区	平野小学校
	C－3	大津アクアエール	湖岸東地区	平野小学校
	C－4	サンクタスにおの浜	湖岸東地区	平野小学校

防災ブロック	No	自治会名	対象地区	指定避難所
Dブロック	D－1			
	D－2	ロイヤルアーク大津におの浜	湖岸東地区	平野小学校
	D－3	リーデンススクエア大津におの浜	湖岸東地区	平野小学校
	D－4	ウエストテラス膳所におの浜	湖岸東地区	平野小学校
Eブロック	E－1	西の庄網町	中央東地区	大津高校
	E－2	グランコート大津におの浜	中央東地区	大津高校
	E－3	西の庄東町	中央東地区	大津高校
	E－4	西の庄西町	中央東地区	大津高校
	E－5	西の庄船町	中央東地区	大津高校
Fブロック	F－1	大津東スカイハイツ	中央東地区	大津高校
	F－2	ラフィーネ膳所	中央東地区	大津高校
	F－3	馬場中町	中央東地区	大津高校
	F－4	馬場南町	中央東地区	大津高校
	F－5	ディアステージ膳所	中央東地区	大津高校
Gブロック	G－1	馬場東町	中央東地区	平野小学校
	G－2	馬場北町	中央東地区	平野小学校
	G－3	馬場元町	中央東地区	平野小学校
	G－4	馬場西町	中央東地区	平野小学校
	G－5	膳所スカイハイツ	中央東地区	平野小学校
Hブロック	H－1	膳所ハイツ	中央西地区	平野幼稚園
	H－2	松本下町	中央西地区	平野幼稚園
	H－3	石場町	中央西地区	平野幼稚園
Iブロック	I－1	松本上町	中央西地区	勤労福祉センター
	I－2	松本高木町	中央西地区	勤労福祉センター
	I－3	西石場町	中央西地区	勤労福祉センター
	I－4	甚七町	中央西地区	勤労福祉センター
	I－5	東松ヶ枝町	中央西地区	勤労福祉センター
	I－6	了徳町	中央西地区	勤労福祉センター
	I－7	松本平野町	中央西地区	勤労福祉センター
Jブロック	J－1	本宮東	山の手北地区	滋賀短期大学
	J－2	竜が丘西	山の手北地区	滋賀短期大学

防災ブロック	No	自治会名	対象地区	指定避難所
	J－3	ユニハイム膳所	山の手北地区	滋賀短期大学
	J－4	パークシティ膳所	山の手北地区	滋賀短期大学
Kブロック	K－1	竜が丘	山の手北地区	滋賀短期大学
	K－2	レストタウン竜が丘	山の手北地区	滋賀短期大学
	K－3	湖城が丘岡山	山の手北地区	滋賀短期大学
	K－4	南湖城が丘	山の手北地区	滋賀短期大学
	K－5	エメラルドマンション	山の手北地区	滋賀短期大学
	K－6	南山の手	山の手北地区	滋賀短期大学
	K－7	竜が丘山の手	山の手北地区	滋賀短期大学
Lブロック	L－1	鶴の里東	山の手南地区	滋賀短期大学
	L－2	鶴の里	山の手南地区	滋賀短期大学
Mブロック	M－1	池の里東	山の手南地区	滋賀短期大学
	M－2	池の里南	山の手南地区	滋賀短期大学
	M－3	池の里北	山の手南地区	滋賀短期大学

2. 基本的な考え方

この計画は、平野学区自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2.1. 基本方針

- 自主防災組織の運営及び更新
- 防災知識の普及
- 災害前の準備
- 要配慮者の情報把握
- 災害時の行動
- 避難所の運営
- 災害後の行動

2.2. 活動目標と計画

以下の項目に関して活動目標と計画を行う。

- 自主防災組織の編成及び任務分担
- 防災知識の普及
- 災害危険の把握
- 防災訓練
- 情報の収集及び伝達
- 避難
- 出火防止、初期消火
- 救出・救護
- 給食・給水
- 災害時要配慮者
- 避難所の運営及び支援
- 他組織との連携
- 防災資機材等の備蓄及び管理

2.2.1.1. 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また平常時の活動をより円滑に行うため次のとおり防災組織を編成する。

2.2.1.2. 防災知識の普及

学区住民の防災意識を高揚するため、次により防災意識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

- 防災組織及び防災計画に関すること。
- 地震・水害・土砂災害等についての知識に関すること。
- 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- 地震発災後 7 2 時間における活動の重要性に関すること。
- 食料等を確保することの重要性に関すること。
- 避難行動に関すること。
- その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

- 広報誌「平野防災つうしん」の発行、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布、座談会、講演会等の開催、ホームページへの掲載。
- 安全安心フェスタを開催する。

2.2.1.3. 災害危険の把握

(1) 把握事項

- 危険地域、区域等
- 地域の災害履歴、災害に関する伝承

(2) 把握方法

- 地域防災計画
- 座談会、講演会、研修会等の開催
- 災害記録の編纂

2.2.1.4. 防災訓練

大地震等の大規模広域災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行いうるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

■ 個別訓練

- ・ 情報収集・伝達訓練
- ・ 消火訓練
- ・ 避難訓練
- ・ 救出・救護訓練
- ・ 給食・給水訓練
- ・ 避難所運営訓練

■ 総合訓練

総合訓練は、2 つ以上の個別訓練について、実際の災害活動に備えるため総合的に行うものとする。

■ その他の訓練

- ・ 防災の基礎講習会
- ・ 図上研修会

クロスロードゲーム、災害イメージゲーム（DIG）、避難所運営ゲーム（HUG）とする。
必要に応じて、戸建住宅とマンションに分けて実施する。

(2) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにし、基本的に『1.4. ブロック連絡会』の表の通りに指定避難所別に1年に1か所ずつ、訓練実施計画を作成する。

詳細は『別紙3 避難所運営訓練(予定)』を参照。

(3) 訓練の時期及び回数

- 訓練は、「情報伝達訓練」「防災の基礎講習会」、「DIG 訓練（マンション/戸建て）」、「HUG 訓練（マンション/戸建て）」を各年1回実施する。
- 総合訓練は年1回とする。
- 出前研修（個々の自主防災組織または自治会の要望により実施）

2.2.1.5. 情報の収集・伝達方法

(1) 情報の収集:

大津市防災ナビ、滋賀県防災ポータル、テレビ、ラジオ等とする。

(2) 情報の伝達:

書面、電話、電磁的通信、書面持参等とする。

メールを受信した者は、「受信確認」を必ず返信する。

■ 下から上の場合

各自主防災組織（自治会）の組長・班長は「災害概況報告」（様式 3）を自主防災組織の長（自治会長）に提出する。自主防災組織の長（自治会長）は、これらを取りまとめて、被害概況報告（様式 4）に記入して、所属のブロック幹事を経由して、または、直接、学区対策本部に提出する。学区対策本部は、大津市職員に協力して、これを被害概況報告別紙（様式 4 - 1）に入力し、大津市対策本部に提出する。

在宅避難していて、避難者名簿（様式 5 - 1）を学区対策本部に提出するとき
は、上記と同様とします。

■ 上から下の場合

大津市長から平野学区自主防災会会長に避難情報（レベル 3, 4, 5）が伝えられた時は、別紙の通り、手分けして、すべてのブロック幹事に、避難情報を伝える。ブロック幹事は所属の自主防災組織の長（自治会長）に避難情報を伝える。自主防災組織の長（自治会長）は、所属の組織会員（自治会員）に予め定めていた手順で避難情報を伝える。

■ 情報収集連絡体制図

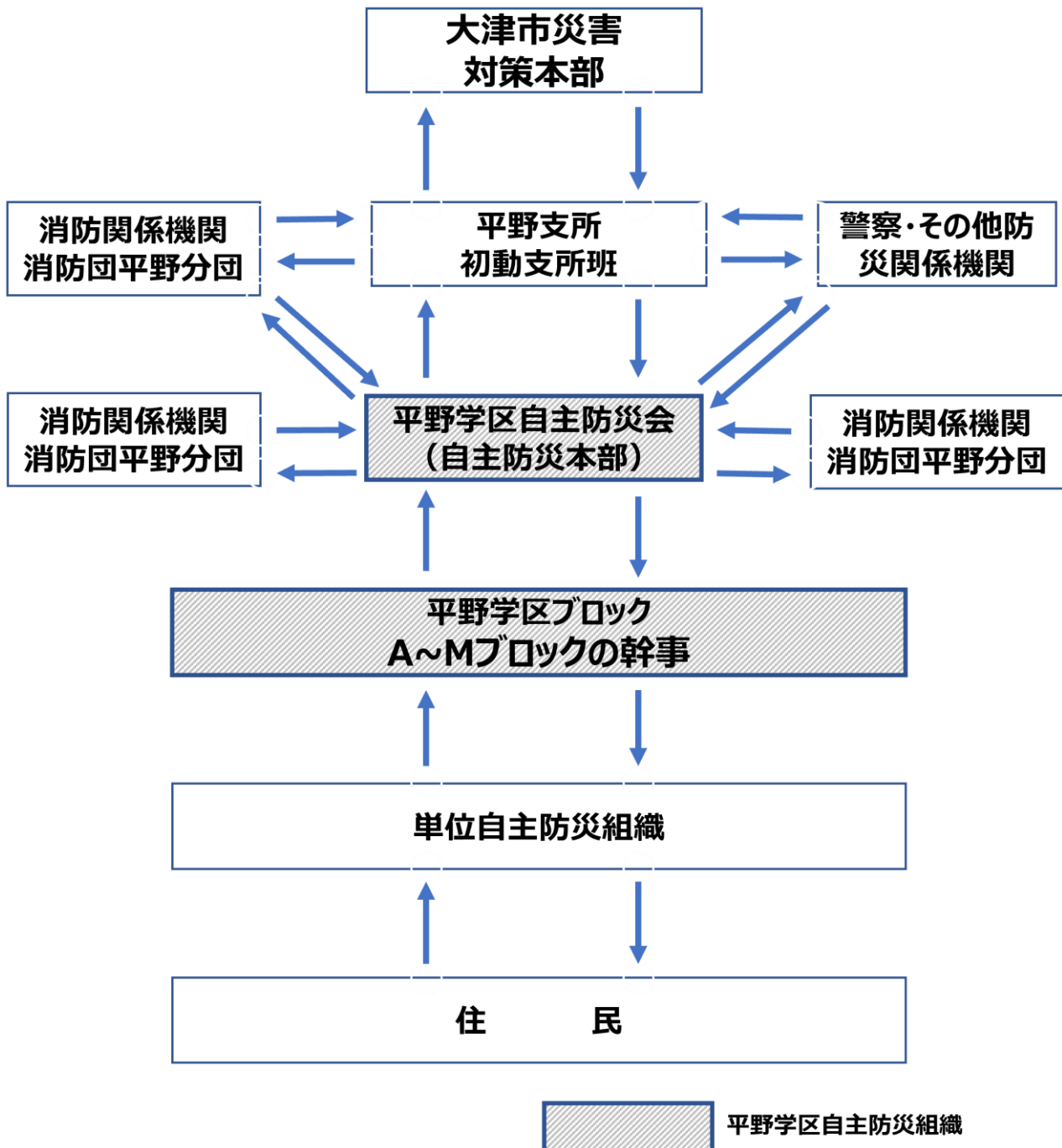


図2: 情報収集連絡体制図

(3) 情報伝達訓練

情報伝達訓練は、春季と総合訓練時の年2回行う。実施前に訓練要項を定める。令和5年度の例として『別紙1 情報伝達訓練 実施要項(例)』に記載。

2.2.1.6. 避難

(1) 避難計画

ブロック連絡会と連携して、事前に単位自主防災組織（自治会）の避難計画を調整および把握し、学区内の避難計画書を作成する。

ブロック連絡会と連携して、事前に自主防災組織の長（自治会長）の避難計画を調整および把握し、学区内の避難計画書を作成する。

■ 避難計画書

ブロック連絡会名	構成	構成 人員	指定避難場所	指定避難所	備考（避難所への 経路等）
Aブロック連絡会	1～4		なぎさ公園打出の森	勤労福祉センター	
Bブロック連絡会	1～4		なぎさ公園打出の森	勤労福祉センター	
Cブロック連絡会	1～4		県立体育館前	平野小学校	
Dブロック連絡会	2～4		県立体育館前	平野小学校	
Eブロック連絡会	1～5		附属 G	大津高校	
Fブロック連絡会	1～5		大津高校 G	大津高校	
Gブロック連絡会	1～5		平野小学校 G	平野小学校	
Hブロック連絡会	1～3		平野幼稚園 G	平野幼稚園	
Iブロック連絡会	1～7		なぎさ公園打出の森	勤労福祉センター	
Jブロック連絡会	1～4		滋賀短期大学 G	滋賀短期大学	
Kブロック連絡会	1～7		滋賀短期大学 G	滋賀短期大学	
Lブロック連絡会	1～2		滋賀短期大学 G	滋賀短期大学	
Mブロック連絡会	1～3		滋賀短期大学 G	滋賀短期大学	
ブロック連絡会 計	56				
平野学区 計					

注記：一時避難場所に集合した被災者は、自主防災組織の長（自治会長）の指示によって指定避難場所に移動する。

※この表の構成人員は、自主防災組織で把握している者のみを記載している。令和 6 年 4 月 1 日現在

■ 学区内指定避難所の概要

学区避難所の名称	面積(m2)	収容人数	電話	所在地	備考 (管理者等)
平野市民センター	579	340	522-6276	馬場 3-15-45	支所長
平野小学校体育館	525	308	522-2335	馬場 1-2-1	学校長
平野幼稚園	152	89	522-2258	馬場 1-5-28	園長
大津高校体育館	2,124	1,249	523-0386	馬場 1-1-1	学校長
スポーツステーションおおつ	278	163	524-6044	石場 10-53	大津市
勤労福祉センター	1,594	937	522-7474	打出浜 1-6	指定管理者
滋賀短期大学	1,368	804	524-3605	竜が丘 24-4	統括管理責任者
びわ湖ホール	1,881	1,106	523-7133	打出浜 15-1	指定管理者
ピアザ淡海	7,763	4,566	527-3311	におの浜 1-1-20	指定管理者
県立武道館	951	559	521-8311	におの浜 4-2-15	指定管理者
県立体育館	4,504	2,649	524-0221	におの浜 4-2-12	指定管理者
計	21,719	12,770			

- 災害時要配慮者のための避難所として、次の5か所の福祉避難所が設定されています。

学区避難所の名称	面積 (m2)	収容人数	電話	所在地	備考 (管理者等)
中老人福祉センター	1,064	322	526-2752	打出浜 1-5	指定管理者
障害者福祉センター	858	260	511-2111	におの浜 4-2-33	指定管理者
やまびこ総合支援センター	570	172	527-0479	馬場 2-13-50	センター長
におの浜ふれあいスポーツセンター	1,161	351	527-3553	におの浜 4-2-40	指定管理者
計	3,653	1,105			

(2) 避難情報

市長又は防災関係機関から避難指示が出たときは、必要に応じてブロック連絡会と連携して、単位自主防災組織（自治会）の避難誘導を調整および指導・指示する。

(3) 指定緊急避難場所での混乱防止

学区避難者の集約を行うとともに、避難場所での混乱防止などに努め、地域と市等との中継的役割をもって互いの連絡調整に努めるものとする。

(4) 避難所の管理・運営

学区内の避難所管理・運営について、施設及び運営管理者の要請により調整及び支援を行う。

(5) 在宅避難者の把握と連携

在宅避難を行っている者について、単位自主防災組織（自治会）と連携し、把握する。

(6) 避難所運営訓練

避難所運営訓練は、年1回の総合訓練時に実施し、訓練対象の避難所は、

平野幼稚園、平野小学校、大津高校、滋賀短期大学、勤労福祉センターの5か所とする。

1年1か所5年周期として、それぞれの該当の単位自主防災組織（自治会）は別に定める。『別紙3 避難所運営訓練(予定)』を参照。

2.2.1.7. 出火防止、初期消火

(1) 出火防止計画

出火防止の徹底を図るため、学区内の現状把握とブロック連絡会、単位自主防災組織（自治会）の相互の連絡調整を図り、出火防止対策を立てる。

(2) 初期消火計画

地域内に火災が発生した場合に、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるように、ブロック連絡会と連携して単位自主防災組織（自治会）等で配備している資機材及び初期消火体制を把握するとともに、単位自主防災組織（自治会）間の協力体制づくりを行う。

(3) 初期消火活動の調整

火災の状況により、ブロック連絡会・単位自主防災組織（自治会）間において協力体制が必要なときは、その被害状況、初動活動状況を把握し、ブロック連絡会・単位自主防災組織（自治会）間の調整を行う。

2.2.1.8. 救出・救護

(1) 救出救護計画

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する場合に、迅速に救出・救護活動ができるように、単位自治会等で配備している資機材及び救出・救護体制を把握するとともに、ブロック連絡会・単位自主防災組織（自治会）間の協力体制づくりを行う。

(2) 救出救護の調整

救出・救護状況により協力体制が必要なときは、その被害状況、初動活動状況を把握し、ブロック連絡会・単位自主防災組織（自治会）間の調整を行う。

(3) 防災関係機関への出動要請

ブロック連絡会、単位自主防災組織（自治会）から防災関係機関による救出の要請があった場合は、防災関係機関と調整する。

2.2.1.9. 給食・給水

(1) 給食・給水計画

平野学区自主防災会による独自の食料・飲料水等の調達及び被災者への供給、不足物資の把握と供給の要請、物資の受け入れと被災者への供給等の計画、また、避難所を中心とした、学区内の給食・給水拠点を事前に把握し、円滑に給食・給水活動ができるよう計画を策定する。

(2) 個人備蓄の啓発

災害時における自らの生活確保のため、学区民自らの食料・飲料水・生活必需品を7日分備蓄することと呼び掛ける。

(3) 給食資材の確保及び点検

災害時の給食・給水活動を行うため、資機材の整備に努めるとともに、器具の点検整備を行う。

(4) 給食・給水活動の実施

ブロック連絡会、単位自主防災組織（自治会）等からの需要を把握し、必要に応じて市等の防災関係機関との連絡調整を行う。

2.2.1.10. 災害時要配慮者

(1) 災害時要配慮者対応計画

災害時要配慮者の対策は、日常的な安全対策やケア体制が重要であることから、社会福祉関係団体と連絡を密にして、災害時要配慮者と学区住民との日頃からの信頼関係作り、防災対策、支援体制について計画を策定する。

(2) 災害時要配慮者台帳・マップ等の作成

災害時に要配慮者の避難活動を円滑に行うため、災害時要配慮者台帳・マップ等を作成し行政、民生委員・児童委員、福祉委員、訪問介護員、ボランティア等と連携を取りあって定期的に更新する。なお、個人情報については、細心の注意を払うこと。

(3) 災害時要配慮者の避難誘導、救出・救護

災害時要配慮者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出救護活動を実施するため、ブロック連絡会・単位自主防災組織（自治会）間の調整をおこなう。

また、身体介護など専門的な介護を必要とする災害時要配慮者に対する対応のため、近隣の社会福祉施設との調整連携を行う。

2.2.1.11. 避難所の開設運営

別紙参照 『平野学区避難所開設マニュアル』『大津市避難所運営方法』

2.2.1.12. 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の防災関係機関等との連携を図るものとする。

2.2.1.13. 防災資材等の備蓄及び管理

防災資材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

配備計画は別に定めたリストを確認すること。

(2) 定期点検

- ブロック連絡会・単位自主防災組織（自治会）が行う。
- 毎年の情報伝達訓練時に全資機材の点検を行う。

2.2.2. 中長期的な目標

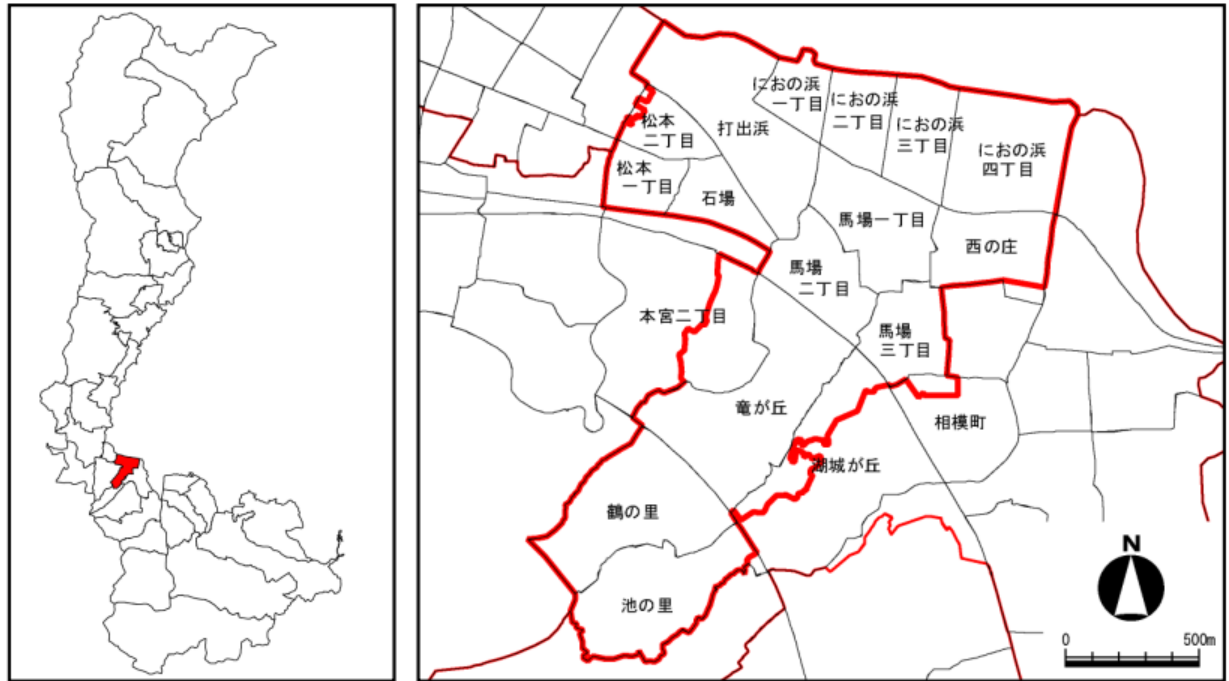
- 防災知識の普及
- 災害危険の把握
- 災害時要配慮者対応計画
- 防災資材等の備蓄及び管理

3. 地区の特性

『大津市防災カルテ-平野学区』より抜粋

<https://www.city.otsu.lg.jp/material/files/group/113/hirano-201803.pdf>

■ 学区の概況



<町丁名>

本宮二丁目の一部、西の庄の一部、馬場一丁目、馬場二丁目、馬場三丁目、鶴の里、石場、松本一丁目、松本二丁目の一部、打出浜、竜が丘、におの浜一丁目、におの浜二丁目、におの浜三丁目、におの浜四丁目、相模町の一部、湖城が丘の一部、池の里

(注) 学区界や町丁名は、統計や編集の都合により必ずしも通学区域等とは一致しない場合がある。また、記載の町丁により、避難所等を割り当てるものではない。

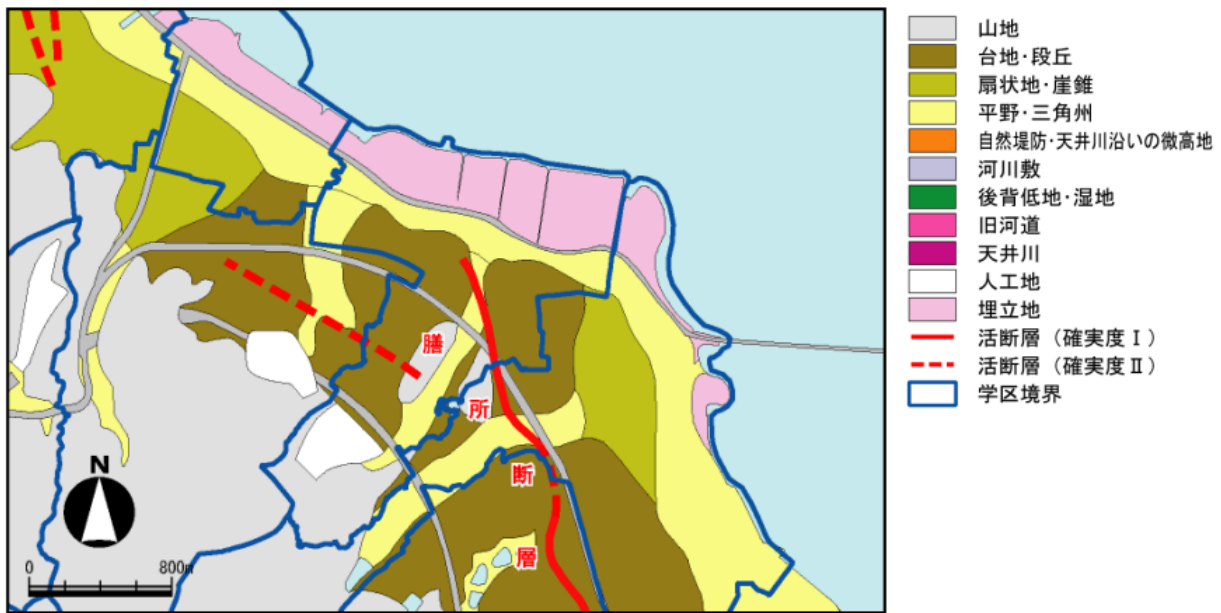
平野学区周辺は東海道の五十三番目の宿であり、京の都への玄関口として栄えてきた。古くから湖上交通が盛んであり、平安京の外港として重要な機能を果たしていた。現在でも当時の繁栄ぶりを伝える

文化財や町並み、町屋が多く残っている。

琵琶湖岸沿いには、水に親しめる公園としてなぎさ公園が整備され、一年を通じて様々な催しが行われるなど憩いの場となっている。なぎさ公園内の打出の森には県立劇場びわ湖ホールがある。このほか、滋賀県警本部、大津警察署、県立体育館、勤労福祉センター、老人福祉センターなどの公共施設や、大型のショッピングセンターも多く存在し、最もにぎわいのある地区のひとつである。

国道 1 号と名神高速道路に挟まれた区域やそれよりも山側では、昭和 30 年代から宅地開発が進んでおり、竜が丘、湖城が丘、鶴の里、池の里などの住宅地域が形成されている。

■地形・地質の概要



(注) 図中の地形・地質については、防災アセスメント調査を行った時点のものである。
出典：大津市防災アセスメント調査業務報告書 (H17.3)

<地形の特徴>

- ・ 平野地域の地形は、JR 琵琶湖線付近を境として琵琶湖側には低地が広がり、山手側には丘陵地が広がる。南西部から名神高速道路付近までは、主に山地が分布している。
- ・ 鶴の里付近は、人工地に区分されている。
- ・ 県道大津草津線よりも湖岸側のにおの浜地区は埋立地であり、近年整備が進められている。

<地質の特徴>

- ・ 山地部は、主に丹波帯とよばれる中生代の地層からなる。丹波帯は海洋性起源の岩石と陸源性の砕屑岩からなる地層で、近畿地方の北部に広く分布している。
- ・ 丘陵地は古琵琶湖層群草津累層からなる。草津累層は約 200 万年前以降に形成された淡水成の地層で、大昔の琵琶湖の堆積物である。

<活断層の特徴>

- ・ 学区の北東部には、膳所断層の北部が通過している。膳所断層の主要部分は、馬場から国分付近まで延びる、長さ約 4.5km の活断層で、断層を挟んで相対的に西側が隆起する、縦ずれ断層である。

■ 建物の状況

町丁名	住宅密集度 (戸/ha) (注1)	不燃領域率 (%) (注2)	木造率 (%)	旧耐震木造建物 /木造建物 (%)
本宮二丁目	74.6	79.3	64.9	48.0
西の庄	74.3	61.5	78.3	57.7
馬場一丁目	84.5	90.3	54.2	60.4
馬場二丁目	96.9	88.5	54.4	52.6
馬場三丁目	75.5	68.8	74.6	58.0
鶴の里	54.5	76.9	60.5	38.5
石場	95.8	57.4	73.9	46.5
松本一丁目	68.0	70.2	79.9	60.0
松本二丁目	101.1	60.1	79.5	66.7
打出浜	54.0	95.1	47.0	60.3
竜が丘	77.3	72.7	66.9	41.9
におの浜一丁目	-	-	0.0	0.0
におの浜二丁目	-	-	5.6	-
におの浜三丁目	42.2	96.4	9.7	28.6
におの浜四丁目	53.4	97.2	18.1	6.7
相模町	82.2	91.2	47.9	68.6
湖城が丘	74.7	59.1	79.0	37.9
池の里	65.4	71.8	59.9	0.0
学区平均	70.9	78.9	66.9	44.4
出典	1, 2	1, 2	2	2

(注) 表中の数値は、小数点以下第二位を四捨五入した値である。

(注1) 市街化区域を対象とした。

(注2) 算出の際に用いる区域面積・空地面積・宅地面積は便宜上、市街化区域及び市街化調整区域の面積を使用した。

出典 1：大津湖南都市計画基礎調査（H30.2）土地利用現況

2：資産税データ（R4.4）

- ・ 住宅密集度の学区平均は 70.9 戸/ha で市平均（全学区の平均）の 59.3 戸/ha より高い。
- ・ 不燃領域率の学区平均は 78.9%で市平均の 93.9%より低い。
- ・ 木造率は、松本一丁目が 79.9%で最も高く、におの浜一丁目が 0.0%で最も低い。学区平均は 66.9%で 市平均（72.7%）より低い。
- ・ 旧耐震木造建物割合は、相模町が 68.6%で最も高く、におの浜一丁目、池の里が 0.0%で最も低い。学区平均は 44.4%で市平均（40.3%）より高い。

■ 人口の状況

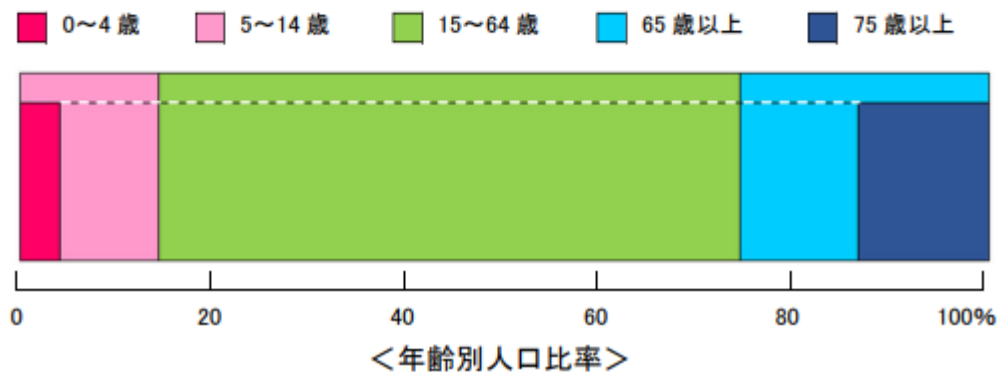
項 目	人口等	単位	備 考	割合 (%)	出典
学区人口	18,810	人		—	1
年齢別 (0～4 歳)	768	人	学区人口に対する割合	4.1	1
年齢別 (5～14 歳)	1,905	人	学区人口に対する割合	10.1	1
年齢別 (15～64 歳)	11,286	人	学区人口に対する割合	60.0	1
年齢別 (65 歳以上)	4,851	人	学区人口に対する割合	25.8	1
年齢別 (75 歳以上)	2,547	人	学区人口に対する割合	13.5	1
世帯数	8,099	世帯		—	2
1 世帯当たり人口	2.3	人/世帯		—	2
要介護認定者	827	人	学区人口に対する割合	4.4	3
身体障害者 (要配慮者)	230	人	学区人口に対する割合	1.2	4
知的障害者 (要配慮者)	32	人	学区人口に対する割合	0.2	4
外国人居住者	215	人	学区人口に対する割合	1.1	5

(注) 1 世帯当たり人口、学区人口に対する割合は、小数点以下第二位を四捨五入した値である。

出典 1：年齢別・学区別人口統計表 (R4. 3. 31 現在)、2：学区別人口・世帯数の年別推移 (R4. 3. 31 現在)

3：学区別要介護認定者 (R4. 4. 30 現在)、4：大津市データ (R4. 3. 31 現在)

5：住民基本台帳情報からの統計 (R4. 3. 31)



- ・山地部を除く範囲は人口集中地区 (D I D 地区) である。
- ・学区人口は、市内で 2 番目に多い。
- ・高齢者 (65 歳以上) は 4851 人、乳幼児 (0～4 歳) は 768 人であり、学区人口に対する割合はそれぞれ 25.8%、4.1%である。
- ・高齢者の学区人口は、市内で最も多い。
- ・乳幼児の学区人口は、市内で 3 番目に多い。
- ・高齢者の学区人口に対する割合は市平均 (27.2%) より低く、乳幼児の学区人口に対する割合は市平均 (3.9%) より高い。
- ・要介護認定者は 827 人 (4.4%)、身体障害者 (要配慮者) は 230 人 (1.2%)、知的障害者 (要配慮者) は 32 人 (0.2%) である。
- ・外国人居住者は 215 人 (1.1%) である。

■ 災害関連規制状況

災害関連規制	件数（箇所）、面積	出典
急傾斜地崩壊危険箇所（注1）	3 箇所	1
土石流危険渓流（注1）	2 箇所	1
土砂災害特別警戒区域（注1）（注2）	14 箇所	2
土砂災害警戒区域（注1）（注2）	24 箇所	2
山地災害危険渓流（山腹）（注1）	0 箇所	3
山地災害危険渓流（渓流）（注1）	0 箇所	3
雪崩危険箇所（注1）	0 箇所	4
地すべり防止区域（注1）	0 箇所	5
地すべり危険箇所（注1）	0 箇所	1
浸水想定区域（注3）（0.0m～0.5m）	150,386 m ²	6
（0.5m～1.0m）	265,417 m ²	6
（1.0m～2.0m）	216,275 m ²	6
（2.0m～）	9,742 m ²	6
特に重要な水防区域（注1）	0 箇所	7
重要水防区域（注1）	0 箇所	7
防災重点農業用ため池（注1）	0 箇所	8

（注1）危険箇所、区域等の件数は他学区にわたって分布するものも含む。

（注2）複数の区域をまとめて1つの警戒区域として公示されている場合があるが、ここではまとめられた複数の区域を単独の区域として計上したため、公示された区域数と異なる。

（注3）浸水想定区域は、琵琶湖の水位が B. S. L. +2.6m まで上昇した場合を想定しており、雨の降り方や水位の状況により浸水深は想定と違う場合がある。

出典 1：滋賀県砂防課（R3.7.16） 2：滋賀県砂防課（R3.2）

3：滋賀県森林保全課（R3.11） 4：滋賀県砂防課（H24.12） 5：農林振興課、砂防課（H24.12）

6：淀川水系 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（瀬田川上流：H31.3.19、瀬田川下流：H29.3.21、琵琶湖：H31.3.19、草津川：R1.10.1、大戸川：H31.3.19）

7：琵琶湖河川事務所（R2.6） 8：大津市産業観光部（R3.12）

■ 防災上の環境特性

平野学区のほとんどは湖岸沿いの埋立地および平野・台地・段丘という地形地質境であるため、市内の中でも自然災害危険地に指定されているエリアが少ない学区であるが、学区南西部の人工地を挟む形で土石流危険渓流の影響範囲に指定されている。また、急傾斜地崩壊危険箇所も点在する。

豪雨などの場合には、土石流危険渓流、山地災害危険箇所および急傾斜地崩壊危険場所部分に警戒が必要であり、内水氾濫にも注意が必要である。

湖岸沿いの市街地部には、琵琶湖湖面の上昇による浸水想定区域が広がっており、琵琶湖からの浸水に注意が必要である。

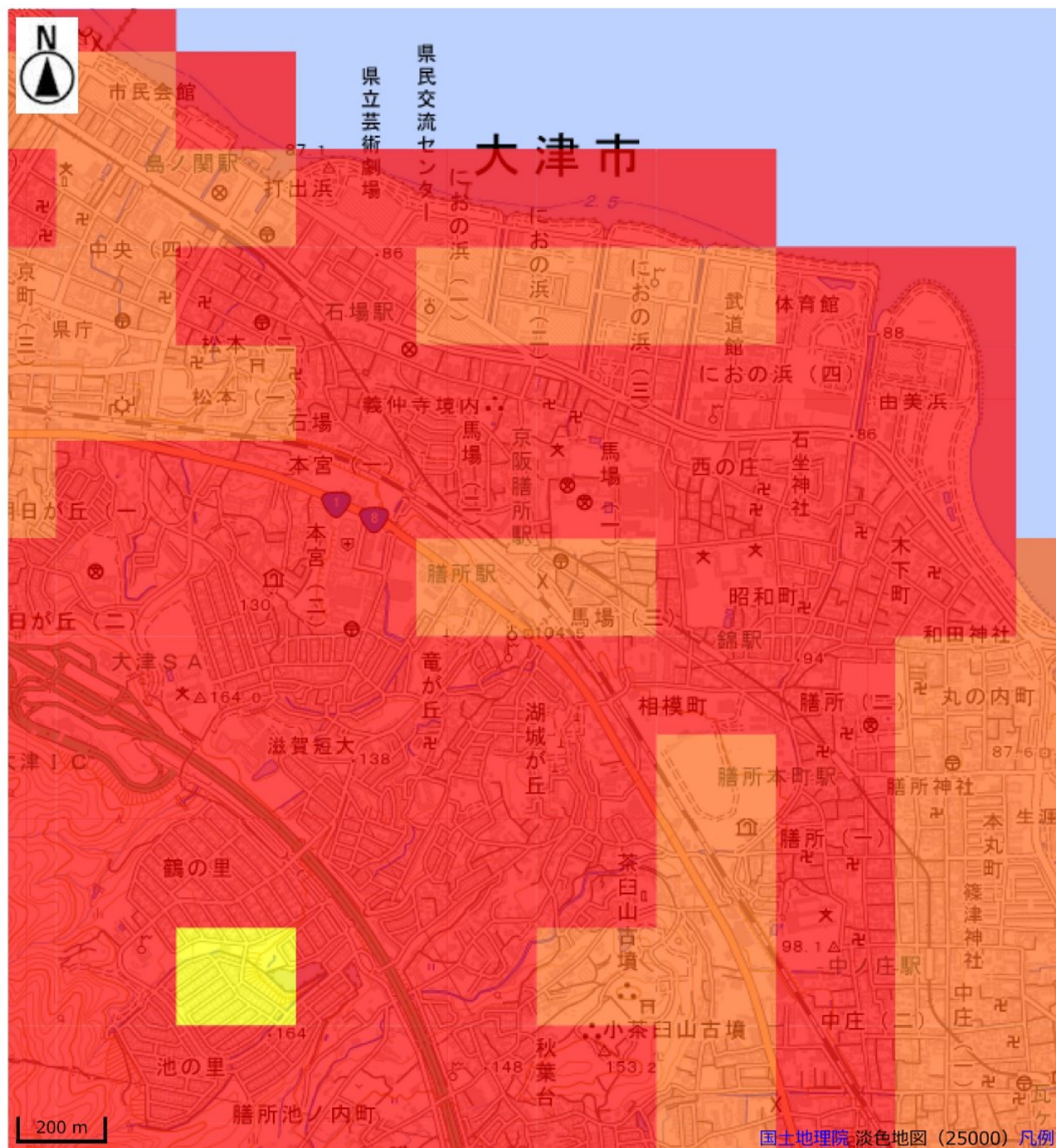
学区中央部には膳所断層が通過している。地震発生について、膳所断層が直接活動した場合は断層の周辺部に大きな地表変位が生じる可能性があるが、直接活動しない場合においても、地震動（地震の揺れ）によって、断層通過部付近では、揺れが増幅して周辺より被害が大きくなる可能性がある（このような現象は兵庫県南部地震時にも見られている）。

地震時には、土石流危険渓流の影響範囲や急傾斜地崩壊危険箇所において、2次的に災害が発生する可能性があることにも留意する必要がある。

湖岸沿いの埋立地部では、液状化が発生する可能性がある。

3.1. 自然特性

3.1.1. 地震



推定震度分布 ▶ 震度3以下 震度4 震度5弱 震度5強 震度6弱 震度6強 震度7以上

<https://shiga-bousai.jp/dmap/>



Copyright © Shiga Prefecture. All rights reserved.

図3: 地震マップ (参照: 滋賀県防災情報マップ)

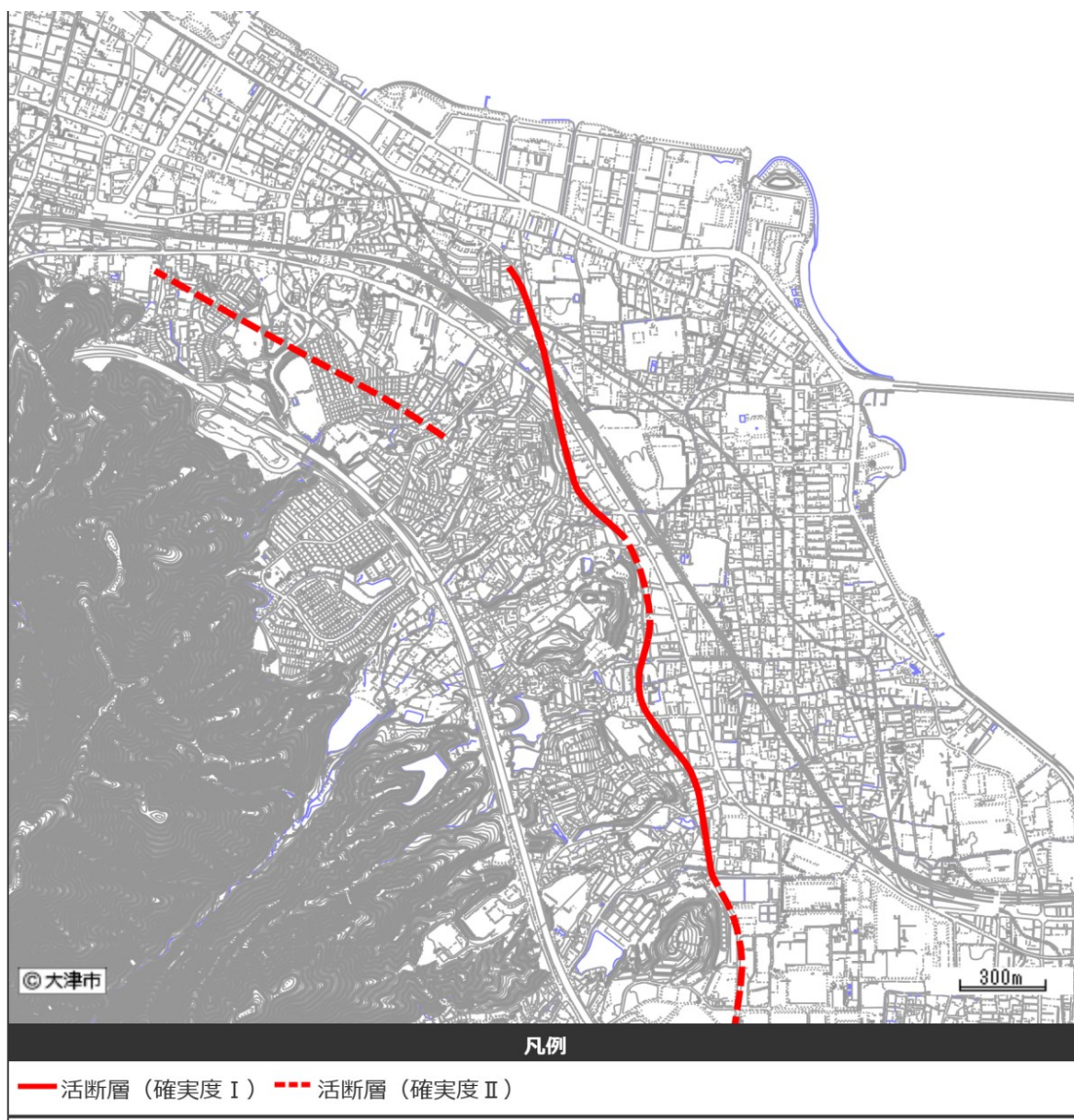


図4: 膳所周辺の活断層マップ（参照：MyTown おおつ）

<http://www2.wagmap.jp/otsu/MAP?API=1&mid=8&mps=10000&mpx=135.877479779256&mpy=35.0021543859736&gprj=3&mtp=dm&siz=698,1105&mtl=34,35&itr=1>



■地震の想定

琵琶湖西岸断層帯	北部	M7.1	発生確率	30年以内	1%から3%	震度7
琵琶湖西岸断層帯	南部	M7.5	発生確率	30年以内	ほぼ0%	震度7
琵琶湖西岸断層帯	同時活動	M7.8	発生確率	30年以内	ほぼ0%	震度7
花折断層		M7.2	発生確率	30年以内	ほぼ0%	震度6強
木津川断層		M7.3	発生確率	30年以内	ほぼ0%	震度5弱
鈴鹿西縁断層		M7.6	発生確率	30年以内	0.08%から0.2%	震度4
柳瀬・関ヶ原断層	南部	M7.6	30年以内	ほぼ0%	震度4	
南海トラフ	基本	M9	発生確率	30年以内	70%から80%	震度5強
南海トラフ	陸側	M9	発生確率	30年以内	70%から80%	震度6弱

■液状化の可能性 【あり】

湖岸沿いの埋立地部や、旧琵琶湖岸周辺、河川周辺、ため池周辺など広範囲に液状化が起こる可能性がある。

■活断層の特徴

学区の北東部に、膳所断層の北部が通過している。膳所断層の主要部は馬場から国分付近まで伸び、長さ約4.5kmの活断層で、断層を挟んで相対的に西側が隆起する、縦ずれ断層である。

膳所断層が直接活動した場合は断層の周辺部に大きな地表変位が生じる可能性がある。

直接活動しない場合においても、地震動によって断層通過部付近では、揺れが増幅して周辺より被害が大きくなる可能性がある。

3.1.2. 土砂災害（山沿い、山間部、河川沿い）



https://shiga-bousai.jp/dmap/map/index?l=M_d_risk_map&f=00000111111&b=webtis_pale&z=15&x=15126259.487071&y=4163599.4545678

図5: 砂災害マップ（参照：滋賀県防災情報マップ）

土砂災害の危険【あり】

学区南西部の人口地を挟む形で土石流危険渓流の影響範囲に指定されている。また、急傾斜地崩壊危険箇所も点在する。

■ 住民意見・認識

3.1.3. 水災害



図6: 水災害マップ (参照: 滋賀県防災情報マップ)

琵琶湖の水位上昇や河川氾濫の影響を受ける可能性【あり】

湖岸沿いの市街地部には、琵琶湖湖面の上昇による浸水想定区域が広がっており、琵琶湖からの浸水に注意が必要である。

■ 浸水の可能性【あり】

豪雨時には、土石流危険渓流、山地災害危険箇所および急傾斜地崩壊危険箇所部分に警戒が必要であり、内水氾濫にも注意が必要である。

■ 住民意見・認識

3.1.4. その他

計画を作成する地域での自然特性に応じて新たな項目を記載します。

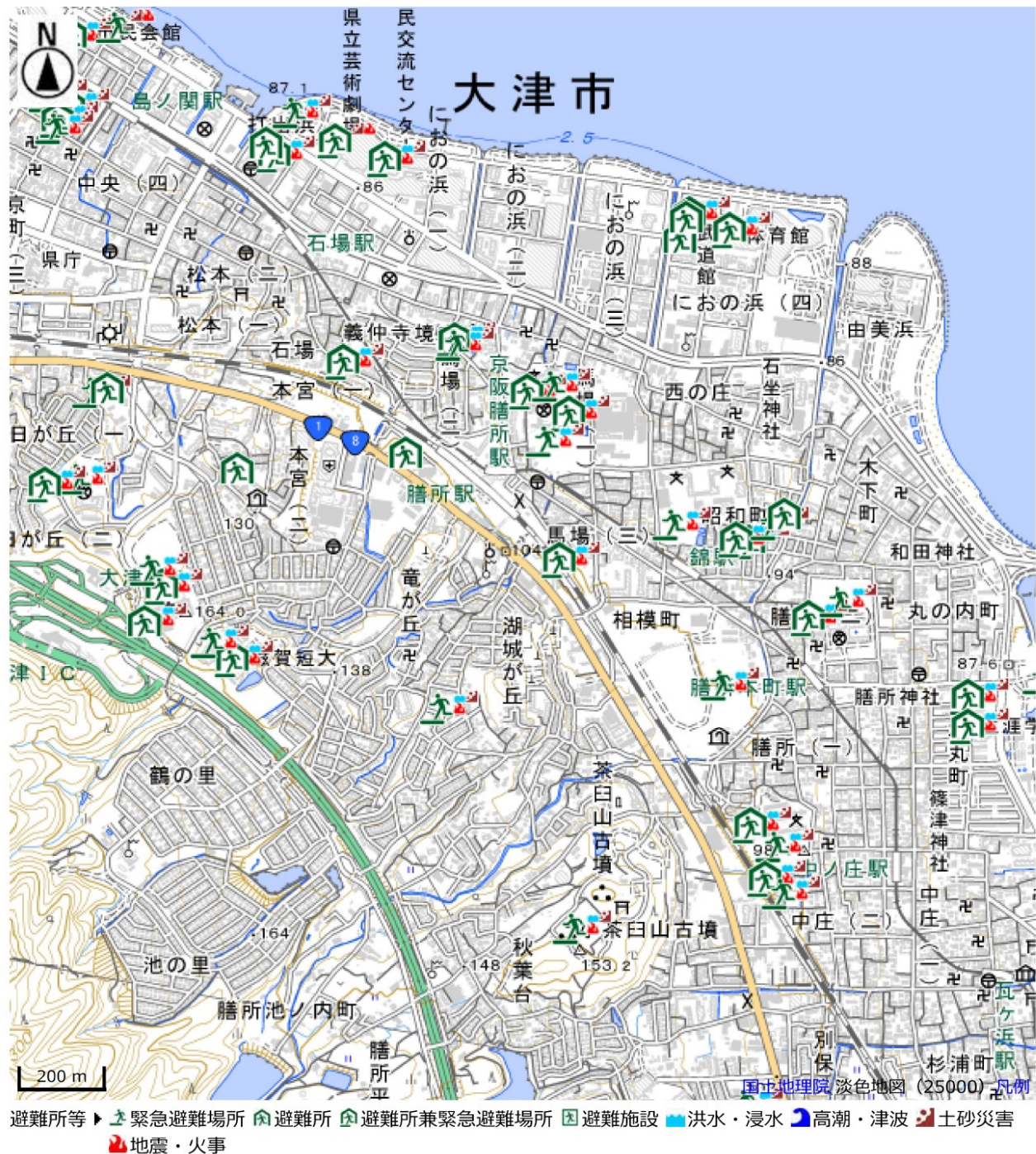
■ 想定する災害の被害想定

1. 台風被害
2. 風被害
3. 竜巻被害
4. その他

■ 住民意見・認識

3.2. 指定避難所の防災マップ

3.2.1. 指定避難所マップ



<https://shiga-bousai.jp/dmap/>



Copyright © Shiga Prefecture. All rights reserved.

図7: 平野学区内の指定避難所マップ (参照: 滋賀県防災情報マップ)

3.2.2. 平野学区内の指定避難所

平野学区内の指定避難所は以下の 15 か所です。

名称	住所	連絡先
平野市民センター	大津市馬場三丁目 15-45	077-522-6276
平野小学校体育館	大津市馬場一丁目 2-1	077-522-2335
平野幼稚園	大津市馬場一丁目 5-28	077-522-2258
大津高校体育館	大津市馬場一丁目 1-1	077-523-0386
スポーツステーションおおつ	大津市石場 10-53	077-528-2637
勤労福祉センター	大津市打出浜 1-6	077-522-7474
滋賀短期大学	大津市竜が丘 24-4	077-524-3605
県立芸術劇場びわ湖ホール	大津市打出浜 15-1	077-523-7133
県立県民交流センターピアザ淡海	大津市におの浜一丁目 1-20	077-527-3311
県立武道館	大津市におの浜四丁目 2-15	077-521-8311
県立体育館	大津市におの浜四丁目 2-12	077-524-0221
【福祉】中老人福祉センター	大津市打出浜 1-5	077-526-2752
【福祉】障害者福祉センター	大津市におの浜四丁目 2-33	077-511-2111
【福祉】やまびこ総合支援センター	大津市馬場二丁目 13-50	077-527-0479
【福祉】におの浜ふれあいスポーツセンター	大津市におの浜四丁目 2-40	077-527-3553

4. 防災活動の内容

4.1. 防災活動の体制

■ 組織・役割分担記載

部名	担当者 (団体名等)	平常時の役割	災害時の役割
統括部 (学区災害対策本部)	部長 副部長	全体調整 関係機関との事前調整	全体調整 関係機関との調整 被害・避難状況の全体把握
情報部	部長 副部長	啓発・広報 情報伝達方法の決定 連絡網の作成	公共機関等からの情報収集・伝達
消火部	部長 副部長	器具の整備・点検	消火器・バケツリレーなどによる初期消火
救出救護部	部長 副部長 (日赤奉仕団)	資機材・器具の整備・点検	負傷者の救出・応急手当・救護所への搬送支援
避難誘導部	部長 副部長	避難経路の点検 避難行動要支援者の支援体制の整備	住民の避難誘導 避難行動要支援者への支援
給食給水部	部長 副部長 (健康推進協議会)	器具の整備・点検	炊き出し等の給食・給水活動
施設部	部長 副部長	施設の整備・点検	施設の安全管理
機材管理部	部長 副部長	機材/器具の整備・点検	機材/器具の貸し出し等

■ 防災ブロック連絡会・役割分担記載

防災ブロック連絡会	平常時の役割	災害時の役割
各ブロック長 (A～M)	ブロック毎に防災に関する訓練を実施する(情報伝達等)	ブロック毎に被害・避難状況の把握及び本部との連絡を行う

4.2. 各自治会自主防災組織



図8: 自治会自主防災組織例

4.3. 平常時の活動

4.3.1. 啓発活動

- 安全安心フェスタを毎年開催する。

4.3.2. 平常時の準備事項

災害時の動きを想定した上で、その行動をとるために日頃からの準備事項

- 災害時避難行動要支援者の把握

地域福祉活動との連動 避難行動などにおいてサポートが必要な高齢者や独居者、障害者等のケアを誰がどのように行うかを検討します。これらの情報は、民生委員児童委員や福祉委員が把握していることが多いことから、日常的な地域のつながりを、災害時の対応に応用できないか確認します。

災害発生時には、単位自主防災組織（自治会）が要支援者に対応することになるため、単位自主防災組織（自治会）との連携を密に行う。

- 物理的な備え（防災倉庫、備蓄品など）

防災倉庫	場所	常備品	点検日
山の手南地区	鶴の里児童公園	発電機 1 基	6 月中旬
山の手北地区			
中央西地区	旧平野市民センター駐車場		6 月下旬
中央東地区	平野市民センター	発電機 2 基	6 月中旬
湖岸西地区	におの浜児童公園	発電機 1 基	6 月中旬
湖岸東地区			

- 危険個所（老朽家屋や危険な道路等）の点検

別に定めたリストに従い危険個所の点検を行う。

- 協力事業所との災害協定の締結

災害が起こった際に、協力や活躍の期待される事業所がないか確認する。
具体的には、建設会社や運送会社、医院、薬局、スーパー、学校（小学校、中学校、高校、大学等）などを指します。資機材の貸し出しや一時避難場所の提供など、協力の約束を記した書式（協定書等）を作成して取り交わすこととします。

協力事業所	代表者	どのような協力	確認日
病院関連		AED、医療品、応急処置品	
日常品関連		衣服、下着、おむつ等	
食料品関連		水、非常食関連、	
住居関連		学校、一時避難など、	
工事関連		水道、ガス、電気、（非常用設備）	
移動関連		自転車、バイク、自動車、燃料	
協力自治会		近隣の自治会（被災自治会の周囲の自治会）	
協力者		支援者等	

4.4. 発災時の活動

気象情報を活用します。(令和3年7月現在)



それぞれの**警戒レベル**に相当する情報を、**早めの避難行動の判断**に役立ててください。
市町村からの**避難指示等の発令に留意**するとともに、避難指示等が発令されていなくとも**自ら避難の判断**をしてください。
警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。**警戒レベル3や4の段階で避難することが重要**です。

警戒 レベル	住民がとるべき行動	市町村の情報	警報等	警戒レベルに相当する 気象庁等の情報	指定河川 洪水予報 氾濫発生情報
5	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	大雨 特別警報	キキクル (危険度分布)	
<警戒レベル4までに必ず避難！>					
4	- 過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 - 台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。 危険な場所から 全員避難	避難指示	土砂災害 警戒情報	極めて危険※2	氾濫危険情報
3	危険な場所から 高齢者等は避難 高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難	大雨警報※1 洪水警報	警戒 (警報級)	氾濫警戒情報
2	自らの 避難行動を確認 ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。		大雨注意報 洪水注意報	注意 (注意報級)	氾濫注意情報
1	災害への心構えを 高める		早期 注意情報 (警報級の 可能性)		

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等避難(警戒レベル3)に相当します。

※2 「極めて危険」(濃い紫)が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用することが考えられます。



* 防災気象情報と警戒レベルの対応の詳細については、ホームページをご覧ください。
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/alertlevel.html>



気象庁

Japan Meteorological Agency

〒105-8431 東京都港区虎ノ門3-6-9
TEL: 03-6758-3900 (代表)
FAX: 03-3434-9085 (耳が不自由な方向け)
ホームページ <https://www.jma.go.jp/>

【誰が】【何を】【どれだけ】【どのように】行動するのか、また避難準備・高齢者避難開始、避難勧告、避難指示の避難情報ごとシミュレーションすることが大切です。

災害の種類	いつ	だれが	何を	どのように
台風				
豪雨				
地震				
土砂災害				
水害				
積雪				
その他				

4.5. 復旧・復興時の活動

検討事項

- 復旧・復興時に地域で必要と思われる活動について検討する。
- 避難所については避難所毎に運営に係るルール作成する。
避難所は避難者が避難所運営委員会を組織し運営する。
- 『大津市避難所運営マニュアル』を確認する。
- 近隣学区や、協力事業者を確認する。

5. 実践の検証

5.1. 防災訓練の実施と検証

現状の防災訓練等を実施した後、今後の本計画の内容を実行するためにはどういった改善や新たな訓練が必要か検討する。

講習会/訓練	実施日	検証日
災害基礎知識講習会	年 1 回	1 か月以内
情報伝達訓練	年 1 回	1 か月以内
避難行動図上研修	対象ブロック訓練日	1 か月以内
避難所研修	対象ブロック訓練日	1 か月以内
要配慮者研修	対象ブロック訓練日	1 か月以内
総合訓練	対象ブロック訓練日	1 か月以内

5.2. 防災意識の普及啓発

防災を考える上で個人での備えは重要です。

防災意識の普及啓発のために地域でできることを話し合い、まとめて以下の冊子を作成し配布します。

(1) 住民向けの普及啓発

■ 広報誌

「平野防災つうしん」を発行する。
原則として年 6 回発行し、自治会内の回覧を基本とする。

■ 平野学区地区防災計画冊子の作成及び配布

(2) 役員向けの普及啓発

■ 平時と災害時のリーダーとしての心得及び準備等の冊子の作成及び配布

5.3. 地区防災計画の見直し

■ 各防災関連講習会後に検討し修正します。又は、年 1 度の見直しを行います。

■ その他、必要に応じて都度更新します。

講習会/訓練	修正箇所	更新日
災害基礎知識講習会		
情報伝達訓練		
避難行動図上研修		
避難所研修		
要配慮者研修		
総合訓練		

6. 今後の活動

- 災害基礎知識講習会
- 安全安心フェスタ開催
- 情報伝達訓練
- 避難行動図上研修
- 避難所研修
- 総合訓練
- 防災倉庫の点検確認
- 自主防災組織（自治会）地区防災計画策定支援
- 危険箇所の確認支援
- 要配慮者の避難誘導等支援
- その他

7. 検討会議の計画

令和3年4月～令和4年3月 毎月第4木曜日 平野学区自主防災会PT会議

■参加者（PJメンバー）

平野学区防災士

令和5年1月～令和5年3月 毎月第4木曜日 平野学区自主防災会PT会議

■参加者（PTメンバー）

平野学区防災士

令和6年1月～令和6年3月 毎月第4木曜日 平野学区自主防災会PT会議

■参加者（PTメンバー）

平野学区防災士

8. 用語

■ 要配慮者

要配慮者とは、年齢や障害、言葉の違いなどによって災害発生時の対応に何らかのハンデを背負っている人々のことです。一般的に高齢者・妊産婦・乳幼児・病人・障害者・外国人の方々などが該当します。

また、要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方々を、**避難行動要支援者**といいます。

地域で協力し合いながら、近所の高齢者、障害のある方等の安全確認、避難所等への移動を支援しましょう。

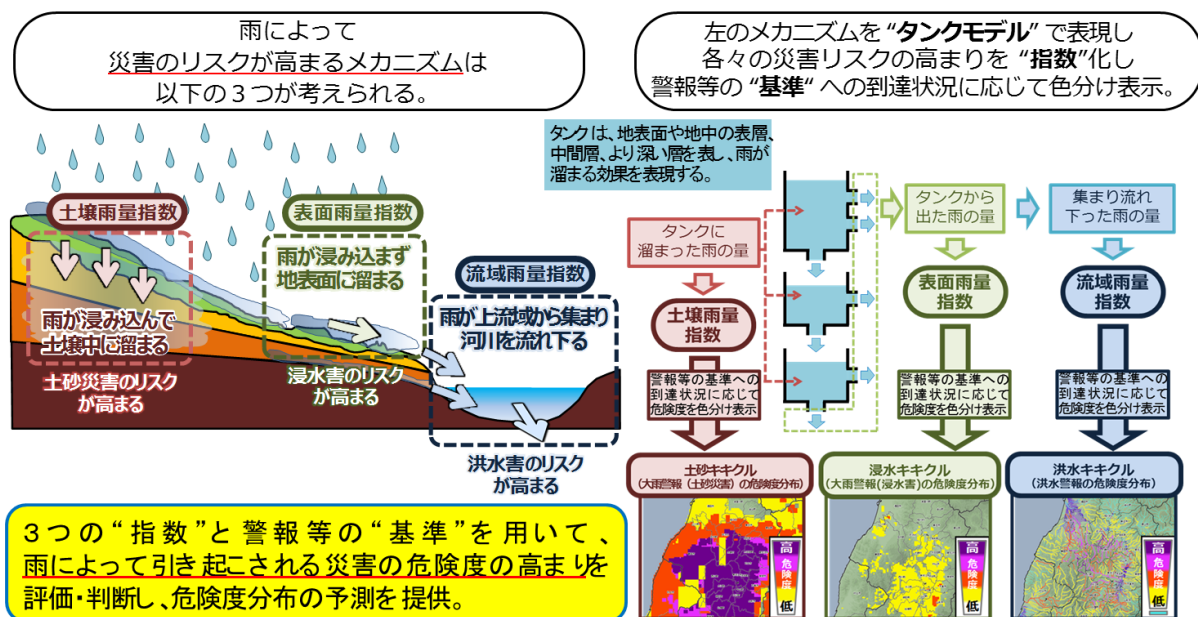
■ キキクル（警報の危険度分布）

降った雨は地中にしみ込んだり地表面を流れるなどして川に集まります。大雨時には、雨は地中にしみ込んで土砂災害を発生させたり、地表面に溜まって浸水害をもたらしたり、川に集まって増水することで洪水災害を引き起こしたりします。

気象庁では、このような雨水の挙動を模式化し、それぞれの災害リスクの高まりを表す指標として表現した土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数の技術開発を進めてきました。

これらの3つの「指数」を用いることによって、災害リスクの高まりを「雨量」そのものよりも適切に評価・判断することができるようになり、よりの確な警報発表につながります。

雨によって引き起こされる災害発生危険度の高まりを評価する技術
土壌雨量指数・表面雨量指数・流域雨量指数と危険度分布



※用語は必要に応じて随時更新

別紙 1 情報伝達訓練 実施要項(例)

令和5年度 平野学区自主防災会 情報伝達訓練 実施要項

平野学区自主防災会
会 長 田中 輝彦

- 1 目的
 - ・災害発生時を想定し、各自治会における被害の概況や課題について考える。
 - ・平野学区自主防災会（学区災害対策本部）および自主防災組織（自治会）が連携を図りながら、組織的に迅速かつ的確に対応できるよう、避難所外避難（在宅避難等）を踏まえた情報伝達訓練を行う。
- 2 対象 平野学区内 全自治会
- 3 日時 2023年6月18日（日）11:00～11:30
- 4 場所 各自治会及び各指定避難所（別紙）
- 5 内容

- (1) 災害想定 8:00に南海トラフ巨大地震発生
マグニチュードは 8 大津地域の震度 6強

- (2) 班長組長は、災害概況報告（様式—3）を記入、自主防災組織代表者（自治会長）に提出する。
(3) 自主防災組織代表者（自治会長）は、被害概況報告（様式—4）を記入する。

可能であれば、情報伝達訓練の当日までに、各自主防災組織（自治会）役員会等で事前に様式—3および様式—4を検討し、記入しておくことが望ましい。

- (4) 自主防災組織代表者（自治会長）は、被害概況報告（様式—4）を下記の方法で指定避難所（平野学区 災害対策現地本部；ブロック幹事）に提出する。

■ 確認事項

※実際の発災時には、平野支所（初動支所班）または各指定避難所に被害の概況を報告していただく必要があります。
電話・Fax・SNS等が使用できない場合、被害ならびに避難の状況を徒歩にて報告いただくことが想定されます。

- ◆情報伝達（報告）先 各指定避難所（現地本部）
- ◆報告時間 11:00～11:30

→各指定避難所、正門または入り口前に、水色の防災士ベストを着用したブロック幹事等、自主防災会役員が、上記時間に待機しております。
報告用紙をお渡しください。
11:30以降、ブロック幹事等が平野支所に集合し、集約を行います。

別紙 2 避難所の管理・運営

市災害対策本部が学区内に避難所を設置したとき、それぞれの避難所に該当する自治会の防災士は、本人と家族の安全が確保されてから、各避難所に出向き、市職員を支援し、情報伝達、給食給水、衛生管理などを避難者と協働して実施する。

避難所に該当する自治会は、避難所運営訓練の区分けと同一とする。

別冊『平野学区災害時対応マニュアル・平野学区避難所開設マニュアル』

参照『大津市避難所運営マニュアル』

別紙3 避難所運営訓練(予定) 令和6年3月現在

■ 令和3年度（平野幼稚園）・・・令和4年2月26日訓練終了

松本下町、松本上町、西石場町、膳所ハイツ

■ 令和4年度（平野小学校）・・・令和5年2月25日訓練終了

馬場東町、馬場北町、馬場西町、馬場元町、膳所スカイハイツ、コスモ大津におの浜、デリード、大津アクアエール、サンクタスにおの浜、エバーグリーン鳩の浜、ロイヤルアーク、リーデンススクエア、ウエストテラス

■ 令和5年度（大津高校）・・・令和5年12月3日訓練終了

西の庄網町、西の庄東町、西の庄西町、西の庄船町、馬場中町、馬場南町、グランコート、ラフィーネ膳所、ディアステージ膳所、大津東スカイハイツ

■ 令和6年度（勤労福祉センター）Aブロック・Bブロック・Iブロック

松本上町、西石場町、松本高木町、甚七町、東松ヶ枝町、了徳町、松本平野町、ヴィルヌーブ、プラウド、藤和シティホームズ、ルネスピース、コスモ大津、ルネ大津、大津スカイハイツ、ブリリア大津なぎさ公園

■ 令和7年度（滋賀短期大学）Jブロック・Kブロック・Lブロック・Mブロック

本宮東、竜が丘西、竜が丘、湖城が丘岡山、レストタウン竜が丘、南湖城が丘、南山の手、竜が丘山の手、鶴の里東、鶴の里、池の里東、池の里南、池の里北、エメラルドマンション膳所、ユニハイム膳所、パークシティ膳所

■ 令和8年度（平野幼稚園）Hブロック

松本下町、石場町、膳所ハイツ

■ 令和9年度（平野小学校）Cブロック・Dブロック・Gブロック

馬場東町、馬場北町、馬場西町、馬場元町、膳所スカイハイツ、コスモ大津におの浜、デ・リード、大津アクアエール、サンクタスにおの浜、ロイヤルアーク、リーデンススクエア、ウエストテラス

別紙４ 配備計画 精査する

区分	品名	数量	配備場所	購入年
初期消火用資機材	組み立て水槽	0		
	可搬式小型動力ポンプ	0		
	ポリバケツ	0		
救助用資機材	大バール（9m）	11	平野市民センター、単位自治会会館等	
	はしご（伸縮 6メートル）	3	平野市民センター、単位自治会会館等	
	のこぎり	11	平野市民センター、単位自治会会館等	
	木製かけや	11	平野市民センター、単位自治会会館等	
	スコップ	11	平野市民センター、単位自治会会館等	
	つるはし	3	平野市民センター、単位自治会会館等	
	大ハンマー	3	平野市民センター、単位自治会会館等	
	一輪車	3	平野市民センター、単位自治会会館等	
	ロープ	11	平野市民センター、単位自治会会館等	
	リヤカー（アルミ折りたたみ）	1	平野市民センター	H.21
	油圧ジャッキ	3	平野市民センター、単位自治会会館等	
	チェーンソー	3	平野市民センター、単位自治会会館等	
	チェーンブロック	1	平野市民センター	
	エンジンカッター	1	平野市民センター	
	投光機	4	平野市民センター	H.21
	防爆型携帯ランプ	2	平野市民センター	H.21
	コードリール	5	平野市民センター	H.20
	救急セット	1	平野市民センター	H.21
	担架	11	平野市民センター、単位自治会会館等	
	テント	1	平野市民センター	H.21
情報伝達用資機材	電池メガホン	11	平野市民センター、ブロック連絡会	H.20
	携帯ラジオ（手巻発電）	11	平野市民センター、ブロック連絡会	H.21
	誘導灯	10	ブロック連絡会	H.21
	ハロゲン防水ライト	188	平野市民センター、単位自治会会館等	H.21～22
	トランシーバー	16	平野市民センター、ブロック連絡会	H.21
	トランシーバー（中継用）	2	平野市民センター	H.21
避難生活用資機材	ガソリン発電機	1	平野市民センター、防災倉庫	H.21 R.3
	カセットボンベ発電機	3	防災倉庫	R.4 R.5
	移動式炊飯器	0		
	鍋	23	平野市民センター、単位自治会会館等	
	ポリタンク	33	平野市民センター、単位自治会会館等	
	ポリバケツ（柄杓付）	3	平野市民センター	H.21
その他防災活動に必要なもの	ヘルメット	580	平野市民センター、単位自治会会館等	H.20～22
	ブルーシート	3	平野市民センター	H.21
	軍手	500	平野市民センター、単位自治会会館等	R.3
	腕章	76	平野市民センター、単位自治会会館等	H.21～22
	デジタルカメラ	1	平野市民センター	H.21

区分	品名	数量	配備場所	購入年
	資機材庫	1	におの浜児童公園	H.21
	資機材庫	1	旧平野支所 駐車場	R.6
(備考 1) 防災資材等は、年次計画に基づいて購入する。 (備考 2) 防災資材等の備蓄および管理は、資材管理部及び 1 3 ブロック連絡会幹事が行う。 (備考 3) 配備数量は、各ブロック連絡会それぞれ同数量の配備とする。備蓄数量が 13 ブロック数に満たない場合は、平野学区自主防災会が調整して配備する。" (備考 4) 配備場所は、単位自治会会館等を原則とする。 (備考 5) 平野学区自主防災会（自主防災本部）においても、防災資材等の一部を備蓄および管理するものとし、配備場所は平野市民センターとする。				

別紙５ 危険箇所（老朽家屋や危険な道路等）の点検

地区	危険箇所	対策	確認日
山の手南地区			
山の手北地区			
中央西地区			
中央東地区	・ 相模川に架かる橋からの越水 ・ 堂の川からの越水 JR アンダーパス 大津高校グラウンド手前		
湖岸西地区			
湖岸東地区			

別紙6 社会特性リスト

■人口統計 令和5年9月30日時点（学区別）

学区名称	人口	世帯数	男性	女性
平野	18,898	8,267	8,867	10,031
膳所	15,347	7,570	7,294	8,053
逢坂	8,340	4,059	3,900	4,440
中央	6,926	3,459	3,270	3,656
合計	49,511	23,355	23,331	26,180

■人口数（平野学区町丁別） 令和5年9月30日時点

地区名称	人口	世帯数	男性	女性
におの浜	6,553	2,849	3,082	3,471
西の庄	1,059	478	486	573
馬場	2,156	1,010	1,009	1,147
石場	643	287	299	344
松本	848	376	394	454
打出浜	1,521	694	685	836
本宮二丁目	830	383	385	445
湖城が丘	897	391	436	461
竜が丘	2,114	976	986	1,128
鶴の里	723	293	329	394
池の里	1,554	530	776	778
合計	18,898	8,267	8,867	10,031

■要配慮者人数

地区名称	乳幼児	子供	妊婦	高齢者	障害者	外国人
山の手南地区						
山の手北地区						
中央西地区						
中央東地区						
湖岸西地区						
湖岸東地区						

■スーパー等（人が集まる場所）

地区名称	スーパー	コンビニ	公園	ゲームセンター	レストラン	学校
山の手南地区	0	0	10	0	0	0
山の手北地区	1	1	10	0	8	1
中央西地区	0	0	6	0	23	0
中央東地区	3	6	5	1	21	3
湖岸西地区	1	2	2	1	12	0
湖岸東地区	2	1	2	1	9	0

■時間的な人口密度

地区名称	22- 5	6 - 9	10 - 15	15 - 19	19 - 22	その他
山の手南地区						
山の手北地区						
中央西地区						
中央東地区						
湖岸西地区						
湖岸東地区						